

国税・地方税共通

Q7 経金特区の税制はどのようなものですか？



A 経金特区は名護市のみが対象となります。所得控除や税額控除、特別償却の対象となる事業の範囲が広く、活用しやすい制度となっています。

経金特区の所得控除を活用するためには、沖縄県の事前の事業認定手続(Q15参照)が必要ですので計画的に手続の準備をすることをお勧めします。

税制の種類	税制の内容	
国税 いずれか選択 所得控除 Q20-1 投資税額控除 Q16 特別償却 Q17	沖縄県の事業認定を受けた青色申告法人 ▶ 所得金額×40%×(特区内事業所の常時従業員数/法人全体の常時従業員数)を申告書で損金算入	
	名護市内において、特定経済金融活性化産業の用に供するいずれかの規模の資産を新・増設した青色申告法人 ①一の生産等設備の合計が1,000万円超 ②一の生産等設備を構成する機械・装置、器具・備品の合計が100万円超 ▶ 機械・装置、器具・備品の取得価額×15%、建物・建物附属設備の取得価額×8%を法人税額から控除	
	対象事業者、設備の規模要件について同上 (青色申告個人事業者も対象) ▶ 機械・装置、器具・備品の取得価額×50%、建物・建物附属設備の取得価額×25%を特別償却	
	沖縄県の事業認定を受けた中小企業者で、その他の要件を満たす会社(指定会社)に対する投資 ①指定会社へ投資した年に受けられる優遇措置指定会社への「投資額-2,000円」をその年の総所得金額から控除 ②指定会社株式を売却した年に受けられる優遇措置指定会社株式の売却により生じた損失を(その年のほか)翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と損益通算可能	
地方税	事業税 Q22(※2) 不動産取得税 Q22(※2) 固定資産税 Q22(※2)	名護市内において、取得価額の合計額が1,000万円超の特定経済金融活性化産業の用に供する一の設備を新・増設した個人事業者及び法人 新・増設から5ヵ年間、新・増設に係る事業税の課税免除 ①対象設備である家屋 ②上記①の敷地である土地の一部 に対する不動産取得税の課税免除 名護市内において、特定経済金融活性化産業の用に供する①②いずれかの設備を新・増設した個人事業者及び法人 ①一の設備を構成する減価償却資産(※1)の取得価額の合計額が1,000万円超の設備 ②取得価額の合計額が100万円超の機械・装置、器具・備品 ▶家屋及びその敷地、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除

参考法令等 ・沖振法57①、②、57の2 ・租特法12、37の13、37の13の2、42の9、45、60②、地税法6、沖縄県・名護市課税免除条例

(※1) 所得税法施行令6①一～七、法人税法施行令13①一～七

(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

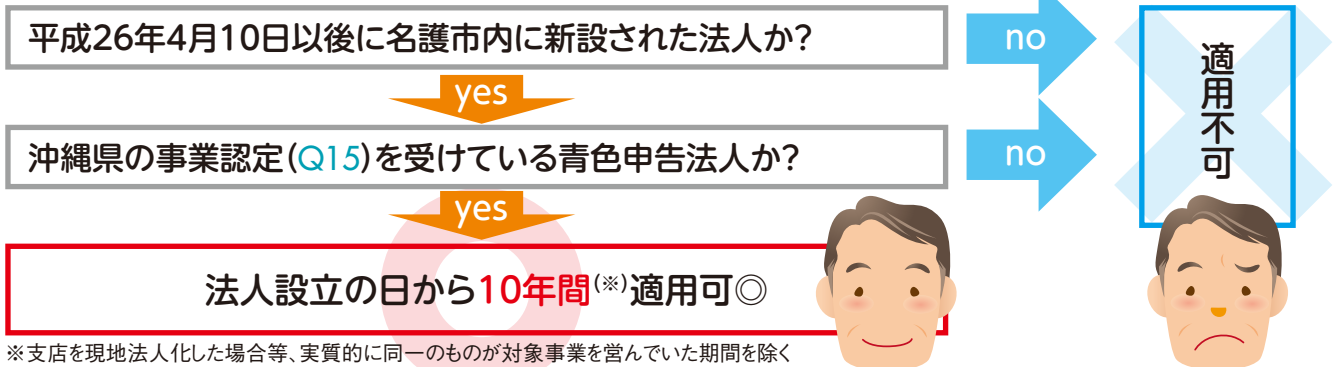
- 対象地域(Q2参照) 名護市
- 経金特区対象事業(Q3参照)
- 対象資産(Q4、Q11参照)
- 特別償却・投資税額控除の一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度
- 投資税額控除の控除限度額は法人税額の20%(繰越税額控除4年間)
- 特別償却は青色申告個人事業者も適用対象
- 申告書記載例(Q16、Q17、Q20-1参照)
- 一の生産等設備についてはQ4参照

【国税関係の適用期限】

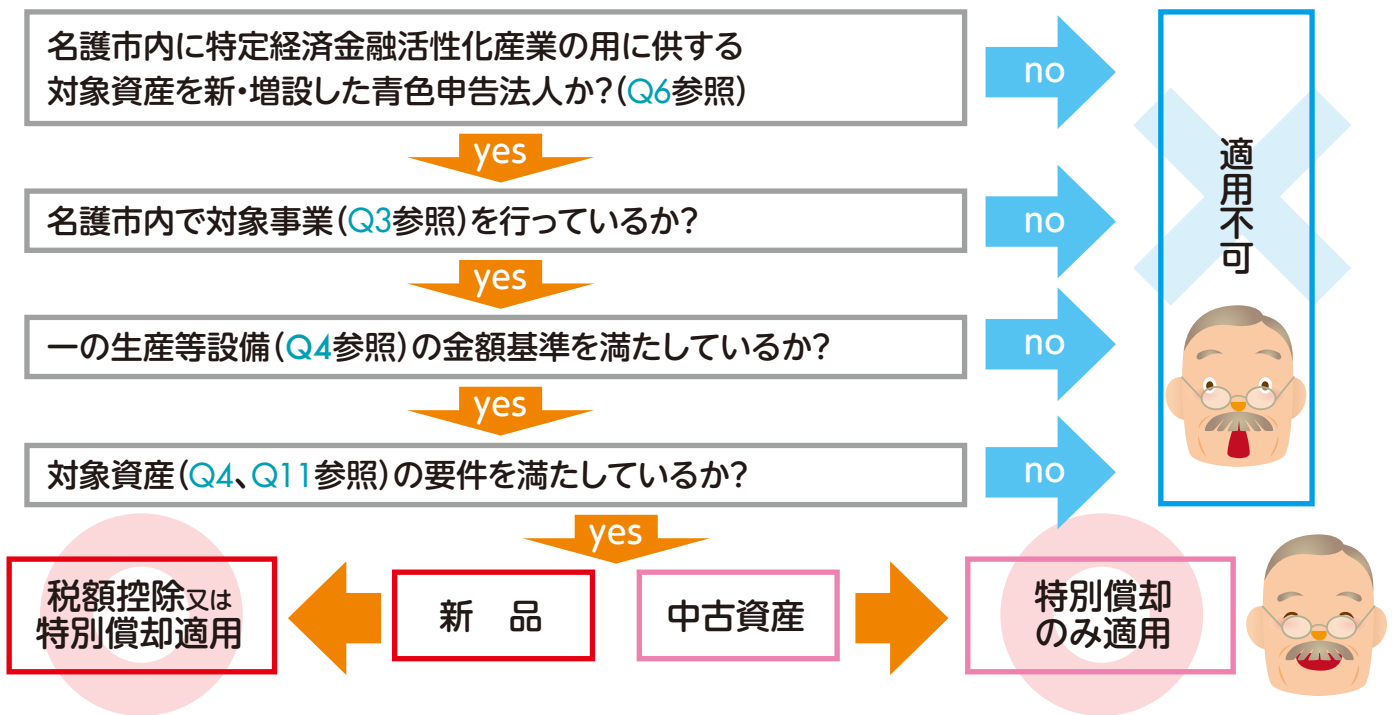
- ・事業認定期限…平成31年3月31日
- ・所得控除を受けるために必要な事業認定期限…平成31年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日まで
- ・設備等取得期限…平成31年3月31日(投資税額控除、特別償却)

優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

国税 所得控除を適用する場合のチェックシート



国税 投資税額控除、特別償却を適用する場合のチェックシート



エンジェル税制 エンジェル税制とは、指定会社^(※)に投資した個人株主に対する優遇税制で、次の2つの制度があります。

1. 指定会社へ投資した年に受けられる優遇措置(選択制)

- ① 指定会社への「投資額-2,000円」をその年の総所得金額から控除
※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。
- ② 指定会社への投資額全額をその年の株式譲渡益から控除 ※控除対象となる投資額の上限なし。

2. 指定会社(未上場)株式を売却した年に受けられる優遇措置

指定会社(未上場)株式の売却により生じた損失を(その年のほか)翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)可能

*指定会社とは、所得控除を受けるために必要な事業認定を受けている法人で、エンジェル税制を受けるために必要な県知事の指定を受けている会社のことをいいます。

ここが
Point

- 所得控除が適用できるのは、名護市内で新規設立した法人(個人事業者は該当しない)で事業認定を受けているものに限られています。
- 事業認定を受けていない既存の青色申告法人でも、税額控除と特別償却は適用できます。
- 個人事業者は青色申告事業者であれば、特別償却のみ適用できます。